

令和3年 滑川町農業委員会 第4回総会 議事録

召集月日	令和3年4月21日(水)				
開 会	令和3年4月26日(月) 午前9時30分				
閉 会	令和3年4月26日(月) 午前11時15分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	3番	齋藤哲男	5番	高柳幸夫	

第 4 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 22 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 23 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 24 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について （利用権設定・農地中間管理権設定）
日程第 5	議案第 25 号	農地中間管理事業法による農用地利用配分計画について
日程第 6	議案第 26 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 7	議案第 27 号	令和 2 年度の活動の点検・評価及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和3年第4回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思えます。欠席者の報告ですが、農業委員、農地利用最適化推進委員さん、共にございません。皆さん出席でございますので宜しくお願い致します。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 皆さん、おはようございます。第4回の総会にお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。第1回の総会は令和3年の1月から始まっていますので、4月の総会は、第4回ということになります。新しい委員の皆様におかれましては、初めての総会であり、確か第2班だと思えますが全員交代ということもあり、やり方等で若干手惑うところもあるとは思えますが、事務局も委員の皆様が対応できるように早めに調整していきますので、できる限りご協力を宜しくお願い致します。また、3月まで事務局は職員2名での体制としてきましたが、役場内においてもコロナ感染症の対応等や入庁者と退職者のバランス関係で、今年度は1名減ということになっております。そのため、有賀さんが会計年度任用職員として、週3日間になりますが、事務局として勤務頂けることになっております。この1年間は何とか皆様のご協力頂いて、この体制で農業委員会を乗り切りたいと思えますので、是非ご協力をお願い致します。また、本日、提案された議案ですが、慎重審議をお願いして、スムーズにできます事をお願いして、会長の挨拶とさせて頂きます。

事務局長 ありがとうございます。それでは総会を始めさせて頂きたいと思えますが、滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会規則によりまして、議長を務めさせて頂きます。ただ今の出席委員は、14名中14名であります。滑川

町農業委員会規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第4回総会は成立をいたしました。これより開会します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日の出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名であります。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号3番の齋藤委員さん、議席番号5番の高柳委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第22号「農地法第3条について」を、議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より、議案第22号「農地法第3条(委員会)について」をご説明させて頂きます。今月の申請件数は1件、647㎡になります。それでは議案番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第22号の資料1-①と両面印刷となっております②というものをお手元にご用意下さい。番号1、申請地が2筆ございまして、1筆目が滑川町大字○○○字○○○×××番、畑、農業振興地域内の農地、164㎡、2つ目が、字○○○×××番、田、農振農用地、483㎡。合計2筆の647㎡になります。譲渡人ですが、嵐山町大字○○○×××番地×××、□□□様。

譲受人ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様になります。申請者の町内の経営規模につきましては、議案書の中段に記載しているとおりになっております。申請の理由ですが、営農規模の拡大の為、売買により所有権の取得をしたいというものになります。農地法第3条につきましては、農業委員会で許可等を行うこととなります。審査基準としまして同法第3条2項に該当した場合は、法的に許可をしてはならないこととなります。それは、経営状況調査等を基に判断となります。今回初めての審議ということになりますので、今回の審議に使う法律関係の資料については、お手元のクリアファイルに資料を入れさせていただきました。この中で今回審議の参考として頂きたいのは、「農地法第3条審査」と資料の右上に書かれているものをお手元にご用意下さい。研修会の時にも話がありましたので、今回は簡単な説明を補足させていただきます。農地法第3条につきましては、許可にあたり要件がございます。今回のケースにおいては、クリアファイル内の配布資料に事務局の方で何箇所か印の方をつけさせてもらった箇所があるかと思えます。例えば1号資料の中にこういう形で数か所、印をつけさせていただいている部分があるかと思えますが、こちらの様に配布資料にマークされているところのポイントがクリアされているかどうかというのが、許可にあたっての判断基準になります。言葉で説明しますと、全部効率利用要件、農業作業従事要件、下限面積の要件、周辺農地等の関わり方など、そういった考え方が整理されているかということになります。こちらの資料は、今後の3条許可の参考資料にもなります。クリアファイルに入っていた資料は、メモを取ってお持ち帰りいただいても大丈夫です。今後の審議に活用して下さい。それらをふまえて、今回、審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 大変ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい。4班班長13番の金井です。農地法第3条許可申請の現地

調査を4月17日土曜日の午前8時より、農業委員5名、推進委員2名で合計7名にて実施しました。詳細につきましては、担当の金子委員さんよりご報告をお願いしたいと思います。

- 10 番 4班10番の金子でございます。担当委員として、ご報告させていただきます。申請場所は2か所です。〇〇〇から以前の〇〇〇を南に向かい、〇〇〇地区の〇〇〇との交差点となる精米所が目印です。1つ目の申請地は、この交差点を〇〇〇方面に200mほど進み、〇〇〇の角を右へ50m進み、その先の角を30m入った先になります。〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、164㎡で、耕耘がされておりました。2つ目の申請地は、先ほどの交差点の近くの農道を30mほど入った先になります。〇〇〇字〇〇〇×××番、田、483㎡で草刈管理がされている状態でした。申請者の□□□さんが、経営規模を拡大するために農地を取得したいということで今回申請をされております。現在の耕作面積は議案書に記載のとおり、40aの下限面積を満たしておりませんが、今回申請によって取得する農地を含めると4,325㎡となり要件を満たす形になります。□□□さんの農地をすべて確認させて頂きましたが、畑を2,401㎡、田んぼを1,277㎡所有しており、畑は露地野菜と栗を作付しておりました。これらは直売所に出荷しているとのことでした。田んぼについては、昨年度は休耕にしまったとのこと、理由をお尋ねすると、一緒に農業をしている奥様の体調がよくなかったため、草刈等の管理しかできなかったということでした。やむを得ない事情だと感じました。申請地はどちらも自宅から1km以内にあり、農機具などは農業用軽トラック、トラクター18PSが1台、草刈機1台、管理機1台を所有しており、田植え機は買換え予定で、コンバインも今後購入を検討していくとのことでした。労働状況としましては、ご本人と奥様、繁忙期には息子さんが手伝ってくれるとのこと、必要な労働力が確保されており、経営面積を増やしても問題がないものと思われました。またご本人も現在63歳とお元気で、営農意欲も高く、当面主体となって農業に従事していくことが見込まれます。調査の結果、この申請内容につ

いては適当であると思われます。以上、調査結果をご報告致します。ご審議のほど、宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進委員の□□□でございます。申請書に基づきまして現地調査を行った際に、申請人が農業に対して非常に意欲を持っている事がわかりました。今回取得する農地においても、しっかり耕作をしてくれる事が見込めると思います。また周辺農地と同様の作付け計画で、周辺への影響も殆どないと考えられます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。他にありますか。

ただ今班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは無いようですので、申請のとおり議案第22号番号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので議案第22号番号1については、申請の通り許可と決定致します。

事務局 議長、採決の仕方を一度説明させて下さい。

議 長 それでは暫時休憩します。

(事務局より採決時の注意事項を説明)

議 長 再開致します。初めての委員の方もいるので確認として説明をさせて頂きました。このような形で審議が進むということで宜しくお願い致します。日程第2は以上となります。ありがとうございました。

議 長 続きまして日程第3、議案第23号「農地法第5条について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第23号「農地法第5条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は3件、2,882.73㎡の転用申請が審

査対象となります。事務局より整理番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第23号資料1-①から⑥と書かれているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号1、申請地ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、農振農用地、295 m²。同じく×××番、田、農振農用地、590 m²。同じく×××番、田、農振農用地、492 m²。同じく×××番、田、農振農用地、517 m²。同じく×××番×××の一部、畑、農振農用地、285.14 m²。同じく×××番×××の一部、畑、農振農用地、14.88 m²。最後に×××番×××の一部、畑、農振農用地、27.39 m²。合計7筆、2,221.41 m²が対象となっております。農地の区分と致しましては、7筆全てが農振農用地に該当しております。ちなみに今回の議案でお話する農振地域、農振農用地という言葉について、簡単に説明をさせていただきます。農振地域とは農業振興地域の略称で、農振地域内の農地とは、滑川町で言った場合、市野川より北側にある農地を示しております。農振地域内にあるということで、農地の整備の計画を検討できる区域と考えて下さい。市街化調整区域のなかには農振地域内農地と農振地域外農地というものがございます。農振地域内におきましては、更に、農用地と呼ばれる、俗にいう「青地」と呼ばれる農地が存在しております。農振農用地は農業のために使わなければならない土地ということで、通常転用はできません。今回はその特殊な一部例外規定に該当するものとなっております。議案の説明に戻ります。申請人ですが、譲渡人が4名おきまして、一人目は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様で、〇〇〇×××番、外3筆の所有者になります。二人目が、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地、□□□様、〇〇〇×××番×××の所有者の方になります。三人目が、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地、□□□様、〇〇〇×××番×××の所有者の方になります。四人目が、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様で、〇〇〇×××番×××の所有者の方になります。譲受人ですが、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、合同会社□□□、代表社員の□□□様になります。申請

の事由ですが、1 ヶ月間の使用貸借権を設定し、受人が客土 C による農地改良及び施工時の搬入路として一時転用をするものになります。ちなみに使用貸借というものは「対価の支払いがない貸し借り」ということでご認識の程宜しくお願い致します。なお、農地改良部分の面積としましては、転用面積のうち 1,930.48 m² で、搬入路部分につきましては、290.93 m² になっております。また、先ほどお渡ししたように、クリアファイルの資料に、今回の審議の参考資料を用意させて頂いておりますのでご用意下さい。農地の区分について、それがこちらの1枚目の内容になっております。農地には区分というものがあまして、農振農用地、通称青地と呼ばれるもの、甲種農地、1種農地、2種農地、3種農地、市街化農地という分類になります。これらは立地基準と呼ばれまして、今回は農振農用地ということで、原則許可できない農地という形になります。ただし、1枚めくっていただいた裏に、例外として、こういう場合であれば手続きができますという形の内容が書かれております。今回のケースにおきましては、農地改良する際の、一時的な利用に供するもので、その農地で行う必要があるということで判断の基準となっております。その他一般の基準としましては、農地転用するにあたっては後ろの頁のこういった基準が合わせてクリアできているかというところが、審査のポイントとなっております。この立地基準と一般の基準を満たして、初めて転用をできるものか、できないものかを判断するものになります。続きまして、今回最初の案件の中で、農地改良という少し複雑なものが出てしまいましたので、こちらも追加資料を用意しております。「参考資料農地改良」と左上に書かれているものをお手元にご用意して説明を聞いて頂ければと思います。農地改良の手続きの場合、こちらの資料の真ん中あたりに記載をさせて頂いていますが、この部分すべてに該当するものに関しては、届出という形になり、それ以外場合は許可案件となります。原則、届出の場合については、内容に不備がない限りはそのまま受付、受理を行うものですが、許可の場合については、今回の様に農業委

員会の総会での審議を受ける必要があるものと解釈していただくようお願いします。農地改良のポイントとしましては、こちらでも資料の中に何か所かマークをさせてもらいましたが、面積、工事の期間、改良方法などが審査の対象になります。今回行う客土C という方法ですが、資料の5頁目、資料の中にこの様な図面が付いている頁があるかと思いますが、資料の5枚目の裏面です。こちらに書かれている内容になりますが、簡単に一言で言いますと「天地返し」を行う手法のことです。また搬入路で一時転用を行う場合については、農地改良とは別で、その後に農地としてのどのように復元するかということも、審査の対象になっております。なお今回農地改良を行う土地については、この後の審議になりますが、申請者が利用権による貸し借りを予定しておりまして、議案 24 号で関連して審議をすることになっております。それらをふまえて、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 はい。報告します。2班班長の出席番号7番、贅田と申します。現地調査日は、4月19日、月曜日、午前9時より、9班の農業委員2名、最適化推進委員2名で現地調査を行いました。詳細につきましては、私が担当で委員でありますので、私が引き続き説明致します。申請地は、〇〇〇集会所の前の町道×××号線を東に向かいまして1,800m程行った所の右側にあります。申請人の□□□は、〇〇〇市の認定農業者で現在10町歩ほどの水田を耕作しております。今後は水田の拡張と果樹園の運営にも力を入れようとしております。今回の申請は湿田で長期に渡って休耕している土地を嵩上げしまして果樹園にするためと、その工事をするために使える搬入路の申請であります。申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、外6筆です。なお、農地改良が1,930.48㎡、工事用搬入路が290.93㎡です。申請理由を読み上げさせていただきます。当社は平成27年より〇〇〇市において農

業を営んでおります。現在は主に米の生産を行っておりますが、今後は米の生産を行いながら観光農園を主軸にしていきたいと考えております。申請地は〇〇〇内の圃場から距離が近く、営農しやすい環境にあるため選定しました。水田として耕作できればよかったです。申請地の水田には水が来ておりません。田としての機能はしておりません。また、隣接の畑より水が湧いており、常に湿地状態となっており、そのまま畑として利用する事は困難であります。そのため、今後力を入れたいと考えている観光農園として利用するため、土盛りを行い、農地改良を行いたいと考えました。申請地は休耕地であり有効活用を図るため農地改良を行い観光農園として活用させて頂きたいと考えています。なお、周辺農地への影響はありません。申請地の選定及び申請に係る理由は以上となりますが、以上事情を鑑み寛大なる処理を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。と理由書に書かれております。隣接地の承認は同意書にて確認しております。排水の方法については素掘り側溝、幅 30cm、高さ 30 cmにて対応しており、第3者に迷惑がかからないよう、自然浸透方式としています。搬入する土砂は、土質調査をしており、問題がないと考えます。盛土の最高高さは 116cm で道路との差は基準の範囲になっております。被害対策として、隣地への土砂・雨水流出対策を行い、万一被害が生じた場合は、責任を持って対処しますと約束しております。また、工事用車両進入路については、鉄板にて養生を行いまして、工事終了後速やかに原状復帰するとのことでもあります。資金については自己資金で賄います。農機具等は、トラクター 1 台、粃摺り機 1 台、乾燥機 2 台、コンバイン 1 台、軽トラック 1 台を所有しております。〇〇〇市在住ですが、この荒れた滑川の土地を回復させて果樹園するという意欲に満ちております。以上の通り、調査報告を終わります。この転用については、やむを得ないと思っております。審議の程、宜しくお願い致します。

議長 ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進委員の□□□です。本件は、第5条の案

件ですが、湿田で長い間休耕している田んぼを嵩上げして、果樹園に蘇らせようとする改良工事で農地として使用するものです。また、搬入する土砂については、〇〇〇株式会社というところの、検査にて基準値以下であるという結果が出ております。盛土の隣地との現況の高さとの差は、隣の畑の〇〇〇×××番×××と×××番×××の擦り付け部分、ここを 116 c m となっておりますけれども、この土地は畑を一体化するためのもので、一体利用とするものです。他の隣地との高低差は 72 c m 以下で、道路との現況の高さとの差は 30 c m 以下、それで、のり面の傾斜ですけれども、これは、1 : 2 ということで、滑らかになっております。ということで、崩れる様な心配は無いと思います。また、被害防止策として、隣地へ土砂・雨水流出対策を行って、隣地に迷惑を掛けない様に自然浸透方式で行います。万一被害が生じた場合は責任を持って対処するという事ですので、この該当地の周辺の農地は、申請者が管理しているため、第三者への影響はないものと考えられます。また、工事用機材の搬入については、畑の端の部分を通る様に考えておりました、耕作への支障を最少減に抑えております。また鉄板で養生のうえ使用して、工事終了後は速やかに休耕地として原状復帰するという事です。以上の事ですので、特に問題は無いと考えております。本申請に関する意見は以上です。

議 長 ありがとうございます。他にありますか。

ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

10 番 はい。10 番の金子でございます。この埋め立て地の周りは休耕なのですか。耕作されてないのですか。自分の経験上、頭によぎるのは周りで耕作している中で埋め立て工事をされると、水はけが非常に悪くなってどうにもならなくなるという事例が多発しております。その辺は周りの農業上問題は無いような状態なのですか。

事務局 はい。事務局から回答の方をさせていただきます。今回の申請地に

あたる部分、こちらの図面を多分見て頂くのが一番わかり易いと思いますが、農地改良を行う部分については、この辺りです。今回申請される、この筆に関しては、すべて耕作されてない状態のものであります。理由としましては、委員さん、推進委員さんの方からご報告頂いていた様に、排水とかが現在あまり整備されていない、さらに水も引けない、ただ水が溜まってしまって湿地になってしまって何もできないということで、耕作ができていないという状態でした。こちらの隣の道路を挟んで隣の奥の×××番×××という所になりますと、こちらは耕耘をされて一応使える様な状態となっております。また、その隣、今度は右側、×××の方につきましては、こちらの推進委員さん、委員さんからお話があったように、□□□さんが少し桃を試しに植えてご利用しているという状態になっています。周辺の状況は以上になります。

議 長 金子さん、よろしいですか。

10 番 はい。10番金子です。どんな果実を植えるか聞いておりますか。

7 番 はい。7番、農業委員の贄田です。桃です。桃を一部植えて、桃と梨ですかね。それを予定していると聞いております。

議 長 他に。ご質問ございますか。

10 番 はい。先ほどの金子です。梨はある程度、湿地でも強いですよ。桃は湿地でも大丈夫なものなのですか。経験豊富な方がいらっしゃればお聞きしたいのですが。

事務局 事務局から報告しますが、今回の農地改良の話は3年位前から相談されています。その際に、当時農林振興センターの担当部局とも話をさせてもらって、耕作土をこれぐらい確保すれば、とりあえず育つのではないかというような言われ方をされておりました。ただ、実際にその所で育つかどうかというのは、やはり、やってみないとわからないという所もあるので、現状は育つ見込みがあると思われるという言い方でしかちょっと回答はできません。以上です。

10 番 10番金子です。あの埋め立て地での果実は、これは自分の経験での話になりますが、特に技術があるという訳ではないのですが、

だいたいうまくいきませんよね。というのは、客土が、合わないと言いますか、だいたい失敗してしまいます。あと、もう一つ、搬入路を作るために、一時転用で農地を利用させて頂きたいとありましたが、これを原状回復した場合に、元の道でトラクター等の通行上に問題は無いのですか。

事務局 図面で多分こちらが付いていると思いますが、こちらの図面をちょっとお手元に用意してもらってよろしいですか。議案第23号資料の1-⑥と書かれている資料です。こちらをご用意して頂いて、見て頂きたいと思います。現況の道路として残っているところの部分が、この赤い枠の下の部分が現在の道路という形になります。今回の事業者さんからお話を頂いているのは、通常の管理においては、軽トラック等で対応はできるとのことです。そのうえで軽トラックが通行部分については、この現道の部分でギリギリ通れる範囲です。今回こちらの所に、鉄板を敷くという話をしているのは、基本的には、最初に土を埋める時に、どうしても大きなダンプ等が通るため、現道ままでは通れないということなので、こちらを通行したいという形です。工事が終われば、軽トラで後は管理や草刈り機等を積んでの移動もできるため、こちらだけで大丈夫ですということ聞いております。今回、その鉄板を敷くこちらの敷地に関しましては、現在、畑という形になっておりました、鉄板を敷いた後に、敷き固まってしまったものに関しては、こちらの右下に記載されておりますが、耕耘機で耕して原状をちゃんと復旧しますという形ですので、計画としては復旧方法も検討されているという形になっております。

10 番 ありがとうございます。

議長 はい。他には。よろしいですか。それでは、無いようですので、申請の通り、許可相当に賛成の方の挙手をお願い致します。

(委員14名中、13名の挙手あり)

議長 1名ご意見が異なるようですが、賛成多数ということで議案第23号番号1については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。

議 長 続きますして議案第 23 号番号 2 の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい。続きますして事務局より、整理番号 2 の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 23 号の資料 2-①と②と書かれているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 2、申請地ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、411 m²になります。農地の区分ですが、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2 種農地と判断致します。2 種農地の許可基準につきましては、先ほどと同様、皆様に配布したクリアファイル中の資料をご確認下さい。申請人ですが、譲渡人が、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、譲受人が、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様になります。申請事由ですが、20 年の使用貸借権を設定し、専用住宅を建築するために転用するものになります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんをお願い致します。

13 番 はい。4 班班長の 13 番金井です。農地法第 5 条の許可申請地の現地調査、4 月 17 日土曜日の午前 8 時より、農業委員 5 名、推進委員 2 名、計 7 名にて実施しました。詳細については、担当の赤沼委員さんに報告をお願いしたいと思います。

9 番 はい。4 班 9 番、赤沼です。現地調査の結果につきまして、報告します。先ほど、班長から説明がありましたが、4 月 17 日土曜日に、申請地の現地確認を行いました。土地の所在は大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目は畑、面積は 411 m²で、現況は休耕地でございます。申請地の位置は、〇〇〇から、〇〇〇方面に向かいまして、約 1km 先の〇〇〇の所の信号を右折しまして、また約 1km 行った所の右側にあたります。こちらは、〇〇〇の入り口の少し先にあたる所でございます。申請の内容は、使用貸

借権を設定して、畑を転用し、分家住宅を建築するものです。申請の理由については、理由書がありますので、要点を読み上げます。現在、私は実家にて生活をしておりますが、手狭になってきたので、戸建住宅の建築を計画しました。申請地は私の実家の隣にあり、将来的に親の面倒を看たり、行き来が容易で都合が良く、環境も良く、生活するには大変便利な場所だと思います。他に建築地候補として検討した土地は、以下の通りです。大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目は畑、面積は 331 m²。こちらは、申請地に比べて実家から離れているので、建築地として断念しました。私は他に、居住用不動産を所有しておりません。住宅建築にあたり、市街化調整区域内の長期居住者に該当する為、開発許可の申請を致します。また、申請地は農地である為、同時に農地転用許可の申請を致します。以上の事情を御推察の上、何卒ご許可下さいます様、お願い申し上げます。と、このような内容になっております。申請地は、実家の住宅に隣接する、やや傾斜地の畑であります。特に周辺への影響は無いものと思われれます。雑排水については、合併浄化槽で処理をして、道路側溝に放流する計画になっています。それから、住宅建築にかかる資金計画書や開発行為に関する申請書等も添付をされておりました、確認をしております。理由書にもありましたが、申請者の大谷さんは将来的な事を考えて、実家と行き来しやすい所に住宅の建築を希望しております。従いまして、本申請につきましては、特に問題は無く、やむを得ないものと考えます。以上で報告を終わります。ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当の□□□です。ただ今、委員さんの方から詳しい説明がありましたが、申請地の隣、周辺についてですか、農地等に関しては、申請者の両親が所有するという事で、特に問題は無いかと思われれます。どうかご審議のほど宜しくお願い致します。以上です。

議 長 ありがとうございます。他にありますか。

ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい。全員賛成ですので、議案第 23 号番号 2 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。

議長 続きまして議案第 23 号番号 3 の説明を、事務局よりお願い致します。

事務局 はい。続きまして事務局より整理番号 3 の説明、朗読させていただきます。議案書は 3 頁、図面は議案第 23 号資料 3 - ①から③をお手元にご用意下さい。なお③につきましては、本日差し替えが発生しておりますので、そちらの資料をお手元にご用意下さい。②と③は両面印刷になっておりますので差し替えということで、宜しくお願いします。それでは説明致します。番号 3、申請地ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、こちらの一部、畑、農振地域内の農地、250.32 m²になります。農地の区分ですが、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人が、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇×××番地×××〇〇〇ビル×××階、□□□株式会社、代表取締役、□□□様となっております。申請の事由ですが、1 年間の賃借権の設定をし、太陽光発電施設設置の際の工事用搬入路として、一時転用を行うものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 2 班、班長の出席番号 7 番、贄田です。調査日は 4 月 19 日、月

曜日、午前中ですが一回目は9時から行って、2回目として、この場所に農業委員2人、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を行いました。詳細ですけれども、私が担当委員でありますので、引き続き説明させていただきます。□□□株式会社の申請用地は○○○の交差点から○○○線を東に向かって240m程行った坂の頂の所の交差点を左折して町道×××号を北に向かって300m程行った所の斜めに交差する三叉路の先60m程の所の左側です。土地の所在は滑川町大字○○○字○○○×××番×××の一部、地目畑、面積250.32㎡です。この畑の奥の山林、滑川町大字○○○字○○○×××番×××に申請人の□□□株式会社様が太陽光システム工事を行うために250.32㎡の工事用搬入路を本申請の畑に開設するためのものです。対象の土地および隣地の地目は畑ですが休耕地で竹が生い茂って、工事区域の地権者は快諾しており、搬入路は鉄板で養生して使用しソーラー発電所工事終了後は速やかに原状復帰することです。隣地も同じ地権者で休耕地になっていますので問題は生じないと思います。雨水処理は、申請地内において自然浸透することで地権者の承認を得ております。□□□株式会社は、□□□の□□□販売会社から会社分割を行って誕生した会社であります。住宅用家庭用太陽光発電の2016年度の実績は直接販売4,500棟以上、卸売実績は5,000棟以上になります。資金は自己資金で賄います。搬入路は1年後には現状復旧する計画になっております。工事用車両用の搬入路をこの場所にした経緯につきまして、理由書に書かれておりますので、一部、読ませて頂きます。接道につきましては、図面上は南北を通る西側の通路に接地しておりますが、現地確認をしたところ、この道は途中から途絶えていて人がやっと通行できる状況であり、道路の状態はV字に窪んでいて自動車の通行は不可能なため、整備工事をして何とか通行できないものか検討を重ねましたが、予算的に断念せざるを得ません。太陽光発電の売電価格は従来に比べると、年々安価になっており、採算ベースで考えると現在がギリギリのラインであります。採算割れとなりますと、利益が出なくな

り、事業全体の継続が出来なくなってしまいます。そこで太陽光発電の設置予定地の東側なら町道に接しており、また太陽光パネルと道路を結ぶ電柱は最短距離が望ましいこともありまして申請地として設定しました。また申請地の所有者に一時的に賃貸でお借りしたいとお願いしたところ、現地は現在竹林が広がっていて、休耕農地の状態であります。このことから、すんなりと借り受ける承認を得ることができましたので申請地と選定いたしました。と理由書に書いておりました。以上の通り現地調査報告させて頂きます。ご審議のほど宜しくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区担当の推進委員の□□□です。本工事は竹の茂っている休耕地を行うものであって、隣地も同一地権者の休耕地です。搬入路は鉄板で養生して使用して、ソーラー発電所工事終了後、速やかに原状復帰するというものです。隣地も同じ地権者で休耕地になっているため問題は生じないと思います。また雨水処理は申請地内での自然浸透方式で地権者の承認を得ております。また発電所の工事の方についてですけれども、住民説明会も実施しておりまして、住民の了解を得ているものと思われれます。本申請に関する意見は以上です。

議 長 ありがとうございます。他にありますか。

ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

10 番 はい。10番の金子です。私は新米の農業委員で、わからないので、質問させて頂きたいのですが。太陽光発電施設を建設するにあたり、もともとの道路が狭く工事ができないとの話でしたが、実際に搬入路が無いような状態であっても、太陽光発電施設の許可というものは取得できるものなののでしょうか。建設予定地に入っていくことができないとなると、計画がそもそも成り立たないような気がするのですが。今後こういった事例が出てくることもあると思いますので、知識として聞いておきたいので、質問をさ

せて頂きたい。

事務局 事務局から回答させていただきます。太陽光発電施設の認定そのものに関しては、経済産業省の方の許可の関係になります。これは土地の地番で、その場所に太陽光発電施設を建ててもいいですよという形で認定をしています。その認定の時におそらく道路状況を判断基準として見てないということが、たぶん現実なところだと思われれます。こちらの方のサイドからすると、当然、太陽光発電施設の工事をするわけですから、道路とかも検討したうえで認定を取ってもらいたいのですが、場合によっては今回のように道路などが不十分で、工事をしようとした時に初めて、現状では無理だったとわかる事がゼロではない、あり得てしまうという言い方になってしまいます。今回の場所に関しても、申請地の公図を付けさせて頂きましたが、本来であれば、土地利用計画図のこちら、これが接続している道路です。こちらの道路が、先ほどの農地転用案件で、一時転用のものがあつたと思いますが、現地を確認したところ実際は図面よりも狭かった、かなり傾斜があり通れなかったなどの事情が判明したとのことです。それは、公図上、航空写真上ではわからない話で、実際認定を取った後に現地を業者が確認した際、どうしても農地の東側からの侵入が必要となつてしまったという事で申請に至つたわけです。通常であれば、先ほどから金子さんがおっしゃっているとおりで、そもそも管理が出来ないような所に太陽光発電施設が建つのか、という話になってしまうと思います。それこそ本当は事業者が計画するときに良く考えてもらいたい話だとは思いますが、今回のケースに関しますと、事業者が予め話をしているのは、設置後の管理等の内容については、この北側からの通路を通りますが、最初にパネルの運び込みや造成工事するため、どうしても機材を入れる際に関しては、それができる搬入路が無いので、その時だけは今回の申請地であるこちらを使いたいというのが、今回の申請内容になっております。宜しくお願い致します。

議 長 よろしいですか。

10 番 ありがとうございます。10番の金子でございます。これと少し違う話になってしまうかも知れませんが教えて頂きたい。書類上許可を頂いて、一応は問題が無いものだと考えるわけですが、農業委員としていざ現地等の確認に行ってみると、実は勢いで承諾してしまっただけで本当は反対したい、なんて話を聞くこともあると思うのですが、そのような場合、我々農業委員会は、どのようにすべきなのか伺いたい。

議 長 暫時休憩します。

(事務局が申請書に係る添付資料一覧を用意)

議 長 再開します。

事務局 お話の内容はおそらく、関係者として同意のサイン等もしてしまったがやはり納得できていない部分があると相談された場合にどうしたらいいのかとの話だと思います。過去にあったケースでお話しますと、その時には、事前の計画内容として関係者が預かっていた資料と後から農地転用申請された内容が違っていった部分もあったため、審議の保留をしたこともあります。農業委員会の考え方としましては、申請において必要な添付書類一覧をお渡しする際に、関係者の同意の注意点として必ず事業説明をしたうえで同意をもらって下さいと話をしております。そのため同意書など書類で提出されたものがある場合、それをふまえて関係者が同意したものとみなしており、公平性の観点からもそれが正しいものだと判断しています。ただし、地元の農業委員や推進委員に関係者から「この話は違う」という事で疑義が生じた場合には委員や事業者などにもう一回、本当にそれが大丈夫なのか確認してもらえますかと、総会前に働きかけや相談をしています。総会において、書類として提出されたものを審議するわけで、それに誤りが無い限りご本人も納得されているという解釈せざるを得ないところもございます。また書類を受ける側としまして事務局では、提出された書類を信じるっていう事が原則になります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

10 番 10 番金子です。ありがとうございます。自分たちは、地域でお世話になっており、地域の人となるべくいさかいなく上手にやっていきたいと考えてしまいます。そういう優しい気質を本当に滑川町の皆さんが持っています。ですから、そういう環境下において、頼まれたら「いいよ」って言う場合があると思うのですが、後でよく考えて、俵が帰ってきてみたら、「親父、こんなもん承諾しちゃダメだよ」ということもあると思います。そういう時に、新米委員ですがこれから許可等の審議をする際に、どのように考えたらいいのか確認したく今回お聞きいたしました。ありがとうございました。

事務局 金子さんが心配されているような話は、多分他の方にもあり得ることと思います。皆さん、根が優しいから、そのような話をしてしまうというのも分かりますが、農業委員会が審議をする上では、公平・公正の観点からも提出された書類の内容を検討することになります。一般社会でも申請書を含め、何かにサインをするという事はそういった内容を確認したうえで行うものであって、その認識や注意をしなかったことによって、後で問題になってしまうことがあり得ると思います。事務局としては、各自がちゃんと内容確認をいただいているという前提で対応させていただいております。

議 長 どうも貴重な意見ありがとうございます。何かご意見ございますか。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 23 号番号 3 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。日程第 3 は以上になります。ここで 1 時間が経過しましたので、換気等もありますので、小休止をしたいと思います。10 時 45 分まで暫時休憩とさせていただきます。宜しくお願い致します。

(10 分間の小休止)

議 長 それでは、再開致します。日程第 4、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について」を議題と致します。事務局より、説明をお願い致します。

事 務 局 はい。事務局より議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定・中間管理権設定)について」をご説明致します。議案書は 4 頁、お手元に議案第 24 号資料と書かれたこちらの紙をお手元にご用意下さい。こちらの紙の表紙を 1 枚めくって頂きますと、次から、今回の内容についてまとめてあるものが記載されております。今回は 26 筆 28,264 ㎡。1 番下の欄になりますが、こちらの数値が今回の対象となっております。内訳につきましては、3 年の使用貸借、こちらが 11 筆、8,315 ㎡。次が 6 年・貸借、こちらが 5 筆、8,420 ㎡。その次が、6 年の使用貸借、2,479 ㎡。次が 10 年の貸借、5,638 ㎡。その他の貸借としまして、2 筆で 3,412 ㎡が内訳になっております。その他の貸借につきましては、中間管理機構であります、埼玉県農林公社への貸付になっております。その次の頁をめくって頂き、裏面になりますが、こちらが今回の申請の内訳になっております。詳細な内訳になっております。こちらは、調書という形になりまして、借り手、貸し手、土地の所在の詳細をまとめてございます。整理番号が同じ頭番の数字になっているものについては、同一の申請書に記載されているものになっております。補足の説明としまして、こちらの調書の 53 から 55 及び 57、58 につきましては認定新規就農者への貸付となっております。また 64 から 67 については、先ほどの議案第 23 号で審議した□□□さんの農地の関係になります。68 番以降につきましては、中間管理機構であります埼玉県農林公社が中間管理権を取得するためのものになります。関連として、次の議案第 26 号におきまして、農地利用配分計画を定めることを予定しております。初めての審議のため、利用権についても簡単に説明をさせていただきます。また先程のクリアファイルの中の資料を一枚出して頂き、その中にこちら「参考資料利用権」と

書かれている一枚の紙があるかと思えます。こちらをお手元にご用意下さい。こちらは、皆様に初日の研修会の時に配った冊子の中に入っている頁をそのまま使っております。簡単に申し上げますと、利用権とは、農業経営基盤強化促進法という農業委員会ではなく、農政部局所管の法律に基づく手続きでございまして、認定農業者や所有者等の申し出を受けまして農地の利用集積を行うために、農地の貸付、貸借を可能にするものになります。農地の貸借というのは、通常農地法、今回の議案で言いますと、第3条のような形で、許可を受けなければできませんが、利用権につきましても、利用集積計画という形で、市町村が定め、その内容を公告することによって貸借の権利を発生させるものになっております。今回、議案として上がっているものにつきましても、市町村がこの内容で公告してもいいかということで、農業委員会の確認を受けるために、議案として提出されたものという形ですのでご理解下さい。本計画を作成するにあたり、町農政部局から、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認しております。ご審議を宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局で説明が終わりました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。それでは、無いようですので、この件について計画案に対して承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、この件につきましては、計画通り承認することに決定いたしました。日程第4は以上になります。

議長 日程第5議案第25号「農地中間管理事業法による農用地利用配分計画について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第25号「農地中間管理事業法による農用地利用配分計画意見について」をご説明致します。議案書の5頁、

議案第 25 号資料と書かれている、今度はこちら「農用地利用配分計画」議案第 25 号資料と書かれているものをお手元にご用意下さい。農地中間管理機構として指定されております公益社団法人埼玉県農林公社は、利用配分計画を策定しまして、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っております。貸付者の変更の場合も、この計画に基づきます。この再貸付の計画つきまして、農業委員会が意見を求められております。今回の計画では、田・畑の合計計 14 筆、面積 22,273 m²の計画となっております。詳細につきましては、資料の農用地利用配分計画(原案)をご確認下さい。新たに借り受ける人が一番左、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりにお名前が書かれているものがその内容となっております。利用配分計画についても、今回初めてですので、簡単に説明をさせていただきます。同じく、クリアファイル内の資料にあります「参考資料利用配分計画」というものをお手元にご用意下さい。農地法上、農地の又貸し、要は再貸付という事は禁止されており、通常はできません。それが唯一できるのが農地中間管理事業の推進に関わる法律、通称中間管理法に基づく利用配分計画になります。これは農地利用の効率化等を目的としまして、中間管理機構として指定された事業所が、地権者と耕作者との間に入りまして、農地の貸付を行うものです。主な利点としましては、大規模な耕作者ほど、多くの地権者から土地を借りており、支払い等を個別に管理している状態になっているため、事務が煩雑になりやすい所となっております。この中間管理事業を利用する事によると、耕作者は公社に一括して支払いを行うだけで済み、地権者への支払いの割り振りについては、公社が行うため、農業者、担い手の方がそういった事務に時間、作業が取られることがなく、農作業に専念できるというのが利点の一つになります。流れとすると、先ほどの議案でありました利用権による利用集積計画で公社に農地を貸し付ける。それによって中間管理権を公社が取得し、再貸付をする権利を取得します。その権利を今回の利用配分計画という形で、担い手な

どの耕作者に再貸付を設定することで成立する貸借ということになります。利用配分計画につきましては、都道府県知事が公告することによって効力を発生させます。貸借の成立はそのような形になりますが、資料のとおり農用地利用配分計画の策定については、市町村長に作成・提出を求めることができるとなっており、先ほどの利用権と同様に、市町村は必要がある場合については、農業委員会に意見を聞くものとなっているため、滑川町長より、計画案が今回議案として提出されております。説明が長くなりましたが、こちらの内容についてご審議宜しくお願い致します

議 長 はい、ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

10 番 はい、10 番の金子でございます。事務局からの説明にあったように耕作者からすると、相対で個別の農地の利用権設定で地代を払うという事は、大変煩雑なものと感じます。まとめて一括できるということについて、非常に助かっています。自分は、羽尾表前地区で中間管理事業を利用しているためそれを強く感じています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。それでは無いようですので、この件につきまして、計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。日程第 5、議案 25 号は以上になります。

議 長 続いて、日程第 6、議案第 26 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第 26 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」をご説明致します。議案書の 6 頁、議案第

26号資料と書かれているものをお手元にご用意下さい。今月の届出案件は2件、3,169㎡になります。こちらは、滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づきまして、専決処分とさせて頂いた案件の報告になりますので、説明を一括とさせて頂きます。それでは説明、朗読をします。番号1ですが、所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、304㎡、外6筆の田畑合計2,817㎡になります。位置につきましては、議案第26号資料1-①から②というものをご覧下さい。届出者ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様になります。届出の事由ですが、相続による農地の所有権取得になります。備考欄に記載してありますが、受理の状況は、こちらの通りになっております。番号2ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番3、畑、351㎡になります。位置については、同じく資料の2-①、②のものをご確認下さい。届出者ですが、東京都〇〇〇区〇〇〇×××番×××号、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考の記載の通りになります。こちらは農地の貸借等のあっせんを希望しているということです。報告は以上になります。

議長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願い致します。よろしいですか。

(委員より、意見なしの声あり)

議長 それでは議案第26号の質疑を終了致します。日程第6は以上になります。

議長 日程第7、議案第27号「令和2年度の活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より議案第27号「令和2年度の活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動について」をご説明致します。議案書は7頁、議案第27号資料の①と②と書かれ

ているものをお手元にご用意下さい。こちらです(資料を掲げる)。以前より農業委員会の活動につきましては、その審議内容の透明性を図るため議事録を作成し、公表することが法律上定められております。また、平成28年の4月の改正により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や実施事業の状況についてもホームページ等で公表することが法律上明文化されております。公表は毎年、各年の6月末までに実施することとされているため、各年度の初めに昨年度の活動の点検・評価を行いまして、今年度の活動の計画を農業委員会の総会で審議し、その内容目標に向かって、今年度の活動をしていくこととなります。たまたま今回、委員の改選という形になりましたが、こちらも毎年やらなければならないということで、作成させて頂きましたので、説明の方をさせて頂ければと思います。今回これで本総会の承認を頂ければ、後日、町のホームページ等で公表に向けて作業を行っていくこととなります。それでは、内容の説明をさせて頂きます。まず、お配りした資料①の方で、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について説明させて頂きます。こちらは前年度の農業委員会の活動の結果のまとめという形になります。まずは「農業の概要」と「農業委員会の現在の体制」についてご確認下さい。こちらについては、前年度と比較した際に、耕地面積のみが多少減少しておりますが、こちらは、統計調査の際に、転用した面積が反映された結果による減少となっております。次の頁をご覧頂きますと、「担い手への農地の集積・集約化」ということになっております。こちらの内容につきましては、農地等の利用の最適化の取り組みに、人・農地プラン等に基づく農地の利用集積がどの程度進んだかという所を見る項目になります。簡単に説明しますと、認定農業者等へのどの程度農地の集積・集約ができたかをまとめたものということになります。結果としますと、188haだったものが193haとなりまして、5haの集積面積が増加という形になっており、確実に集積活動、最適化推進活動が行われていることが記載されております。

次の頁に移りまして、「新たに農業経営を営む者について」をご
覧下さい。こちらにつきましては、新規に農業経営を始めた方、
それについてまとめたものになります。令和2年度の新規就農者
としましては、個人による参入が1名、1経営体という形になっ
ております。地元等で新規就農、意欲をもった方がいらっしゃい
ましたら、引き続き農業委員、推進委員の方、お声がけを頂く様
お願い致します。次の頁の「遊休農地に関する措置に関する評価」
をご覧下さい。こちらは農業委員及び農地利用最適化推進委員の
皆様が9月～12月に行った利用状況調査の結果についてまとめ
たものになります。真ん中の解消実績②と書かれている所をご覧
頂きますと、こちらで、解消実績が3haとなっております。個々
の農地での解消のほか、転用によって、遊休農地が解消されたこ
とも、こちらの要因となっております。今後も農地の有効利用を
考えまして、遊休農地としないための計画的な活動が必要と考え
られております。次の頁、「違反転用への適切な対応」についてご
覧下さい。現在注意すべき違反農地につきましては0.96haとな
っております。令和2年度においては、増減なしという形になっ
ております。農業者の方に、自分が所有している農地であっても
権利移動や用途を変える場合、そういった場合については、農地
法上、手続が必要となるということを引き続き周知が必要と考え
ますので、委員の皆さんにおかれましては、ご相談があった際
には、そのような形でのお話をして頂ければと思います。次の頁以
降につきましては、権限委譲を受けた事務の内容とその報告にな
っております。昨年度行った農業委員会所管の事務の件数、内容
について記載しているものになりますので、説明については省略
をさせていただきます。

続きまして「令和3年の目標及びその達成に向けた活動計画」
についてということで、資料②をご確認下さい。こちらは、先ほ
ど見て頂いた、①の活動結果を元に、本年度の農業委員会とし
てどのような目標で活動していくかという計画になります。

まず「農業委員会の状況」ですが、上段に記載されている数字

のほとんどが農林業センサスから値を取っているもので、この数字が変わっていないため、基本的には昨年のもので変わりません。一番下の新制度に基づく農業委員会については、現在の委員の状況について記載させて頂いております。事前にご質問があった点をちょっとふまえて説明をしますと、農業委員の 14 名の内訳をこちら示しているように見えますが、こちらの項目に該当しない委員さんもいらっしゃいますので、完全に内訳ということではございません。例えば、今いる杉田委員さんにつきましては、認定農業者にも該当するし、女性委員にも該当するので、こちらは表の数字上ダブルでカウントになります。それから、名前を挙げてしまうと申し訳ないのですが、金井委員さんにつきましては、この項目のどこにも該当していないので、数字上入っていないという言い方になってしまいます。どういった方が入っているかという事柄だけであって、全体でこの 14 名の内訳を正確に示しているという形ではないということでご理解下さい。次の頁をご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約」についてですが、昨年度末までに 193ha の集積を行っておりますので、今年度は、また 2ha を目標として集積を担い手への集積を進めていこうと考えております。滑川町の場合におきましては、基本的に改良区の集積が進んでいるため、新規での大きな集積はなかなか見込めない状態となっております。農業委員、推進委員の皆さんにつきましては、地域での情報収集や相談を積極的に対応して頂きまして、担い手への利用権の更新、又はその際の集約という形でのマッチング作業が主な作業となっていきますので、引き続きご協力のほど、宜しくお願い致します。その下に「新たな農業経営を営もうとする者の参入」についてですが、新規就農の方は、なかなか確保が難しいところだとは思いますが、相談・情報がございましたら、農業委員会の事務局、又は農政部局の産業振興課でも調整を行いますので、ご協力のほど、宜しくお願い致します。次の頁の「遊休農地に関する措置」についてをご覧ください。今年度も、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、農地の現況調査及びパトロ

ールをお願いすることになります。町内の遊休農地の解消を図る上で、少しでも活動がうまくいく様、耕作条件が良いところや、まだ荒れていない農地につきましては、地権者の意向を確認した上で、早い段階での対応が必要だと考えられます。次の推進連絡会の方で話をさせてもらいますが、昨年とちょっと調査の状況が変わりそうなので、改めてそちらの部分の内容については後ほど説明をさせていただきます。また、その下段の「違反転用への対応」につきましては、「農地の無断転用は違反」ということで、これ以上の増加を防ぐために、周知、情報提供をしていければと考えております。遊休農地や違反転用につきましては、早期発見・防止というのが一番の活動になるかと思っておりますので、地元地域での活動を通して、引き続き、委員の皆様、推進委員の皆様には情報提供等をお願いしたいと思います。意外に勘違いされている事が多いのが、ビニールハウス、こちら、農地に建てる場合につきましては、床部の部分に全てコンクリートを打設してしまうと農地転用違反になることがあります。例えば、入り口の部分だけとか、部分的に必要な部分だけの打設ということであれば、農業用施設として仕方がないものという考え方をすることになりますが、床の全てにコンクリートを打ってしまうと、農地転用が必要な案件とみられてしまうケースもあります。そういったもの、細かいものもありますので、注意が必要です。こちらは県の許可権者からも話を受けておりますが、今年度、県の指導やその要綱等、こういった資料の内容を見直してございまして、かなり厳しく審査される形になっております。後は、先日の農業新聞にも記載がされておりますが、農地転用の「是正追認」というのが多すぎるという指摘を受けておりますので、今後はそういった案件についても、取り扱いを注意して下さいという相談が県からも来ることが懸念されますので、皆様、あらかじめご周知のほど宜しくお願い致します。全ての内容について詳細に説明はできず申し訳ないのですが、こちらが令和2年度の活動点検評価及び3年度の活動計画という形になります。この内容でご承認いただけるのであれば、この

内容をホームページ等での公表を検討させて頂き、報告等させて頂きたいと考えております。書き方等の微調整が発生した場合には、事務局で調整を行うことをご了解をいただければと思います。説明が長くなりましたが、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。よろしいですか。それでは、無いようですので、この件についての説明の内容について、承認する方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 27 号については承認とさせていただきます。日程第 7 は以上となります。本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。それでは、閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 意義なしと認めます。滑川町農業委員会令和 3 年第 4 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力をありがとうございました。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れさまでございました。委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶を宜しくお願い致します。

職務代理 長時間にわたり、慎重審議を頂き、ありがとうございました。これをおもちまして、令和 3 年第 4 回総会を閉会させていただきます。委員の皆様どうもお疲れさまでした。

会 長 ありがとうございます。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年5月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 齋 藤 哲 男

署名委員 高 柳 幸 夫